

米軍基地関係特別委員会記録

<第2号>

平成24年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成24年12月18日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成24年12月18日 火曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後2時2分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情第128号、第129号の2、第136号、第168号、第169号、第171号の2、第172号、第173号、第181号から第183号まで、第188号から第191号まで及び第204号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	呉 屋 宏 君

委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	池田克紀君
地域安全政策課長	伊集直哉君
環境生活部環境企画統括監	下地岳芳君
環境生活部環境保全課長	上原栄淳君
環境生活部自然保護課長	富永千尋君
福祉保健部保健衛生統括監	国吉広典君
教育庁教育指導統括監	浜口茂樹君
警察本部刑事部長	石新政英君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情第128号外15件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、福祉保健部保健衛生統括監、教育庁教育指導統括監、警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情第128号外15件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は0件、陳情は継続8件、新規8件となっております。

まず、継続審査となっている陳情8件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、大幅な変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の17ページをごらんください。

陳情第181号、米軍戦闘機による訓練・爆音激化に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1から4について、嘉手納飛行場については、外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、これまであらゆる機会を通じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し要請を行ってきたところであり、特に、政府に対しては、総理及び関係閣僚等が来県の際に要請を行っており、知事訪米の際には、米国政府に対して要請を行いました。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、平成8年に合意した嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、18ページをごらんください。

陳情第182号、在沖米国総領事の暴言撤回と謝罪・辞任を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置し、周辺には学校や住宅、病院等が集中する極めて危険な状況にあり、一日も早い移設・返還が必要であるとの共通認識に基づき、日米両政府が取り組みを進めてきたものであります。県は、在沖米国総領事に対して、これらについて十分認識するよう強く求めたところがあります。

また、MV22オスプレイについては、今後、運用の活発化が懸念される中、県民の不安は一向に解消されておらず、県としては配備計画の見直しと配置分散の実施などを日米両政府に求めているところです。

次に、19ページをごらんください。

陳情第183号、米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件に関する陳情につき

まして、処理概要を御説明いたします。

1の謝罪や補償につきましては、被害者の心情や意向に配慮しながら、誠意を持って対応されるべきであると考えております。

2について、去る12月13日、那覇地方裁判所において、被告の米海兵隊員に対し懲役4年の判決が言い渡されております。

3について、米軍人による相次ぐ事件を受け、去る11月28日に米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム特別会議が開かれたところであります。県としましては、このワーキングチームでの議論や米国政府への直接要請などあらゆる機会を通じて、日米両政府に対して綱紀肅正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

4の日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じて要請活動を展開してきたところであります。政府はこれまで運用の改善で対応するとしておりますが、県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。県としては、今後とも沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会一渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対し日米地位協定の見直しを強く求めてまいりたいと考えております。

次に、21ページをごらんください。

陳情第188号、住宅防音工事に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1から3について、嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しい85W以上の区域について、政府は、告示後の住宅防音工事の対象を平成20年3月10日までに建築された住宅に拡大したとしております。しかしながら、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺においては、住宅防音工事対象期日以降も多くの住宅が建築されており、県としては、騒音被害の実態や住宅の分布状況等を考慮し、住宅防音工事対象区域の拡大等、さらなる騒音対策を強化する必要があると考えております。

県としましては、引き続き軍転協等関係機関とも連携しながら、政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

次に、22ページをごらんください。

陳情第189号、欠陥機オスプレイの配備撤回・撤去、嘉手納基地への飛来禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、2について、オスプレイの運用については、去る9月19日に、可能な限

り学校や病院を含む人口密集地上空を避けること等を内容とした日米合意事項が公表されております。しかし、県と市町村が連携して確認したところ、これらの合意事項から外れる事例が数多く認められております。このため、オスプレイの飛行経路や夜間飛行の実態調査及び環境レビューと運用の検証を行い、これらについては政府の責任で説明すべきであると考えております。

オスプレイについては、今後、運用の活発化が懸念される中、県民の不安は一向に解消されておらず、県としては配備計画の見直しと配置分散の実施などを政府に求めているところです。

3につきましても、処理概要が陳情第136号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、23ページをごらんください。

陳情第190号、米海軍兵による女性暴行致傷事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、3について、陳情第183号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2について、現在、米兵は起訴されており、今後、裁判により審理されるものと考えております。

4の日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じて要請活動を展開してきたところであります。政府はこれまで運用の改善で対応するとしておりますが、県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。県としては、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対し日米地位協定の見直しを強く求めてまいりたいと考えております。

また、基地問題については、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えており、県は、既に合意されたSACO及び再編の実施のための日米ロードマップで示された基地の整理・縮小が着実に進められるよう関係市町村と連携し、取り組んでいるところであります。

次に、25ページをごらんください。

陳情第191号、米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、3、5については、それぞれ陳情第183号の記1、3、4に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

6について、米軍人等による犯罪を防止するためには、日米両政府による実効性のある再発防止策が最も重要であると考えております。県としましては、

米軍の綱紀肅正、再発防止がより実効性を持つように、日米両政府に対して強く要求しているところであります。

また、基地問題については、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えており 県は、既に合意されたSACO及び再編の実施のための日米ロードマップで示された基地の整理・縮小が着実に進められるよう関係市町村と連携し、取り組んでいるところであります。

次に、28ページをごらんください。

陳情第204号、北部訓練場のオスプレイパッド建設計画について反対決議を求める陳情につきましては、処理概要が陳情第128号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、知事公室の所管に係る陳情16件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地岳芳環境企画統括監。

○下地岳芳環境企画統括監 環境生活部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の陳情は継続4件となっております。

継続審査となっている陳情4件中、処理概要に変更がある1件について、御説明いたします

お手元の資料12ページをごらんください。

陳情第173号、東村高江周辺の北部訓練場で建設中の着陸帯工事の即時中止及び県民に対して説明責任を果たすことを求める陳情のうち、14ページの記の2の(5)のエについて御説明いたします。

15ページをごらんください。

県は、オスプレイの配備に伴い、沖縄防衛局長に対し当該事業に係るアセスの再実施を要請したことから、下線部のとおり処理概要を変更しております。

以上、環境生活部に係る陳情処理概要について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、福祉保健部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉広典保健衛生統括監。

○国吉広典保健衛生統括監 福祉保健部関連の陳情につきましては、継続の1件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 福祉保健部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁教育指導統括監の説明を求めます。

浜口茂樹教育指導統括監。

○浜口茂樹教育指導統括監 それでは、資料の26ページをごらんください。

陳情第191号、米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件に関する陳情の教育委員会の所管する事項の処理方針について、御説明申し上げます。教育委員会関連は、記の4となります。

4、現在、当該生徒に対し、担任、養護教諭を中心に個別面談等を実施し、心のケア等の支援をしております。生徒は、修学旅行等の学校行事に参加するなど、元気に通常の学校生活を過ごしております。

県教育委員会としましては、引き続き担任や養護教諭を中心に教育相談を実施するとともに、引き続きスクールカウンセラーを活用し、生徒への支援をしております。

以上で、教育委員会に係る陳情の処理方針について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○新垣清涼委員長 教育庁教育指導統括監の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

石新政英刑事部長。

○石新政英刑事部長 お手元の資料の19ページをごらんください。

初めに、陳情第183号の米海兵隊員による強制わいせつ致傷事件について、被害者の心身へのケアを徹底して行うことに関する陳情案件について御説明い

たします。

県警察における犯罪被害者支援につきましては、各警察署等に350人を指定被害者支援要員として指定し、被害者への付き添い、情報提供等の支援を行っております。また、被害者等の精神的被害の回復及び軽減を図る施策として、精神科医3名、臨床心理士4名の合計7名をカウンセラーとして委嘱し、被害者等の希望によりカウンセリングを実施しております。

陳情の本件につきましては、事件発生当初から、所轄署の那覇警察署が指定被害者支援要員でもある女性警察官を支援要員として指定し、病院の手配や、被害者に対して被害者の手引を交付して、今後の捜査の流れや検察庁への付き添いについての説明など、きめ細やかに対応しております。また、被害者の同意を得て、早期援助団体として指定されている沖縄被害者支援ゆいセンターへも情報提供しております。今後、同センターと緊密な連携のもと、カウンセリングの実施、裁判所への付き添い等の直接支援を実施することとしております。

県警察といたしましては、今後とも被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を実施し、被害者の精神的負担の軽減や日常生活への早期復帰を図っていく所存であります。

次に、資料の25ページをごらんください。

陳情第191号の読谷村における米空軍兵による住居不法侵入・暴行傷害・器物損壊事件について、加害者の米空軍兵の職種を明確にし、早急に日本側へ引き渡すことの陳情案件について御説明いたします。

まず初めに、加害者の米空軍兵の職種につきましては、取り調べた結果、ビルのメンテナンスや倉庫の物品管理と供述しておりました。

次に、早急に日本側に引き渡すことについては、加害者は米軍手中にあったものの、任意での取り調べにに応じていること、大筋で犯行を認めていたことなどから逃走、証拠隠滅のおそれがなく、身柄引き渡しの要請は必要ないと判断し、引き渡しについては求めませんでした。

県警察におきましては、所要の捜査を実施し、本年11月19日に加害者を住居侵入・傷害・器物損壊罪で那覇地方検察庁へ事件送致しております。

なお、加害者は去る12月5日、傷害・器物損壊罪で起訴されたと承知しております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 陳情説明資料の19ページ、新規の陳情第183号。今議会中にこの種の質問がたび重なって、特に女性への支援についてというところで、この処理概要の内容と本会議での答弁が少し違うのではないかと感じて、質疑したいと思います。

今、県警察が被害者支援ゆいセンターへの情報提供であるとか、県警察での連携を手厚くしているというお話がありましたが、知事公室長にお尋ねしたいのですけれども、性的暴行被害者を支援するワンストップ支援センターの話が今議会が出たときに、私は米軍犯罪被害者等支援のセンター長の意見等も申し上げて、やはり米軍犯罪の場合には、個人で解決するには補償問題等が困難ではないかと。ですから、やはり一般の犯罪とは異にして、沖縄県がそういう犯罪に対しては、これは性犯罪ばかりではありませんけれども、米軍人・軍属による事件・事故の対処について、沖縄県としてそういう支援体制を必要な要因として、例えば弁護士、カウンセリング等を含めて、精神科医を含めたそういう支援体制が必要ではないのかという質問に対して、今のワンストップ支援センターの中にそういうことが盛り込まれるようにするという答弁をいただいたように私は思うのですが、ここには一切出ておりません。県としてはこの点について、今、刑事的な問題と民事的な問題を分けて考えるという点からしても、県としてそういう支援体制が必要ではないかということについて、ここにもう一つ県の対応策が盛り込まれてよいのではないかと感じるのですが、その件についてはどうですか。本会議での答弁との整合性について。

○又吉進知事公室長 まず、本会議で御質問いただいたのは、いわゆる性犯罪に関して、米軍人が被疑者となるような事案について、その被害者に県としてどういう支援をしていくのかと。ここでは心のケアという話になると思います。現在、環境生活部で検討しております、次年度中に立ち上げることについての検討を予定しているワンストップ支援センター、その旨について御質問があって、それにお答えし、さらにその関係で米軍人の犯罪についても、そこで取り扱っていくという旨の御答弁をさせていただいたと思います。したがって、基本的なスタンスといたしましては、やはり性犯罪被害者の特殊性、あるいは

深刻な精神的ダメージとか、そういうものを一義的に相談を受ける窓口としてこのワンストップ支援センターがあると。しかしながら、その中で、例えば環境生活部長から答弁があったと思うのですが、日米地位協定の関連とか、あるいは賠償の問題とかが生じた場合には、そこで相談を受けつつ関係機関にきちんとつなぐ体制をつくっていく。そのような答弁だったと思います。したがって、まだそのあたりをいろいろ検討しているところでございますので、この処理概要ではワンストップ支援センターには触れておりませんが、当然ながら、そういうものを活用しながら被害者への対応をしていくということでございます。

○比嘉京子委員 この処理概要の中にそのことを入れることは考えられなかったのですか。

○又吉進知事公室長 陳情の中で、謝罪と完全補償、心身のケアを徹底して行うことにつきましては、これは当然のことでありまして、そこが1で、謝罪や補償につきましては、被害者の心情や意向に配慮しながら、誠意を持って対応されるべきだと。そこできちんと政府の責任を果たしていただきたいという趣旨で書いてあるわけですが、当然ながら県の権限なり、あるいは県でできることにつきましては、しっかりやっていくということでございます。

○比嘉京子委員 今の答弁では納得できないと思う点は、沖縄県の対応として、これまでの米軍人・軍属による事件・事故に対してどのような補償がなされたのか、どう対応されたのかということを県が把握していないという事実について、私はこれまでおかしいのではないかとということで質疑してまいりました。そのことを考えますと、国が一義的に補償することは当然ですけれども、沖縄県民がその被害に遭って、どのように対応されたのかということを、例えば本当に被害に相当する、正当で平等な対応を受けたのか。そのことについて知らないということがありますので、確かにそれは秘密を守ることはあっても情報公開するようなことではないけれども、県民が被害を受け、県民がそれに対してどう補償されたのかということを県として把握すべきではないかという観点からすると、今の答弁は、国が補償すべきだということで終わってはいけないと思うのです。国がどう補償するのかということをこれまでどおりそのまま放置するのではなくて、この間、米軍犯罪被害者救援全国ネットワーク沖縄の池宮城紀夫弁護士との話に依拠しましたけれども、それによると、交通事故死についても、本当に補償が通常の日本における補償の10分の1程度であったり、

さまざまな対応で非常にスズメの涙ぐらいの扱いしか受けていないということ、沖縄県として放置してはいけないのではないかという意味で、県として、県民の被害に対してもっと踏み込んで、きちんと補償させていく力を一県民個人では無理なので、それに対応すべきではないかということをお願いしてきたつもりですけれども、そのことがここに反映されていないので、踏み込んで、そのことも踏まえて県としての対応策、または今後、そういう犯罪等に遭ったときの対応として県はどうするのかという答弁が必要ではないかと思っているのです。それに対してはどうですか。

○又吉進知事公室長 まず、県のスタンスといたしましては、こういう犯罪が起きたときに、二度とこういう犯罪を起こさせないという働きかけ、さらに今、委員御指摘の正当なる補償、謝罪をさせること、その方向にもっていくという気持ちでは一緒だと思いますが、ただ、その司法手続とか賠償手続というものを全て一これは適宜、要求しておりますが、県の権限でそれを全て収集することは、なかなか難しいものがございます。もちろん何かで呼びかけて、そこで事情を聞くことはあり得るかもしれませんが、現時点で全ての犯罪被害者に対して補償の状況等を収集する、あるいはデータ化するということはなかなか難しい。さりながら、これは政府の責任でしっかりやってくれと。さらにそういう被害者、あるいはしっかりとトリートメントされていない方々の訴えがあれば、県としてもしっかりとこれは拾っていきたいとは思っております。

○比嘉京子委員 私が申し上げているのは、県がそれをどうこうするというのではなくて、県民が被害者になることに対して、県民の権利として、いかにその被害がきちんと補償されるかという点における一沖縄県民ですから、県民が受けた被害が本当にきちんと謝罪と補償とケアされているのかということ、支援する責任は、沖縄県にもあるのではないですか。県が補償するとか、県がどうするということではありません。被害を受けたときに、県民がきちんとそういう対応を求められるように、県として支援する体制をつくるのが大事ではないですかという議論をずっとしてきたつもりです。そのことがまだまだ反映されていないので質疑をしているわけですが、そういうことについてはどうですかということですか。

もちろん、一義的に責任をとるのは加害者です。ですから、加害者にかかわる方々がとるべきです。けれども、沖縄県民がこれまで被害をどう乗り越え、どう対応されてきたかを知らないのは県として無責任だと思うし、県民がどう対応をされてきたかということはある程度は知っておく必要があるし、そ

して、それが正当に補償されるためにも、個人に任せるのではなくて、これまでの経緯から—そういう犯罪被害者を支援してきた側からすると、専門家からすると、非常に劣悪な対応をされてきたという報告もあるわけですから、そういうことを防ぐために、県として、被害を受けた県民をサポートしていく体制を組むべきではないですかという提案をしているところです。いかがですか。

○又吉進知事公室長 まず、その被害の様態を知らないという形で、その趣旨で御答弁したと思います。これは正確に言うと、知り得ないと。今、県に対してはなかなかそういうことを公開していただけないと。これには一つの焦燥感を感じております。現実には県民が苦しい目に遭っていることを県が放置することはあってはならないと。もう一つは、委員がおっしゃったような劣悪な事例です。それはメディア等でさまざまなことが言われております。そういう事例につきましても、個々に御相談があるケース等につきましても、その間の体制の問題もあるでしょうが、しかるべき法律相談でありますとか、あるいは犯罪被害者の相談でありますとか、そういうところに御紹介するといった形でこれまで対応しているとは思いますが、委員がおっしゃるような総合的な窓口というか、相談といったことにつきましても、どういう形、どういうニーズがあるのかも含めて検討してみたいと思っております。

○比嘉京子委員 前回もここどまりの答弁をもらったと思います。検討してみたいという答弁をもらったと思いますが、今議会でも質問していますし、今の問題もそうですが、進歩が見られないと思つての質疑なのです。結局、県警察とは別個に、県にはまだ米軍犯罪を受けた側から被害を訴える窓口等はないわけですね。常時置いておくというわけではなくて、発生したときのケアです。今、知事公室長がおっしゃる、あってはならないように防ぐということは言つてはいけないと思うのです。なぜかという、40年間で5900件もの米軍犯罪が起きているし、性犯罪も178件起きているわけですね。それでいて、ないようにするというのは、沖縄県は金輪際繰り返さすべきではないと思うのです。あり得ないから。そういう建前論的なことを言うのではなくて、あってはならないとか、起こればならないということは、もうこれ以上県民として聞きたくないわけですね。ですから、そういう建前論に終始するのではなくて、本気になってどうやれば解決するのかという、結論は米軍基地を返還させる以外にないわけですね。米軍犯罪をゼロにするためには、米軍基地をなくす以外にないわけですね。そういうことをわかっていながら、今まで犯罪が起こったことに対しても、被害に遭った人がどう対応されたのかについても関知していないのはい

けない。そこにまず立たないと、検討する方向が違ってくるのではないかと思います。ですから、そういうことを含めて検討してみたいという答弁にとどまらずに、まず、どういう事案であろうとも、沖縄県としても、県民もきちんとした補償を常に求めているわけです。加害者に対して求めてきているわけですから、それがどう行われたのかという検証、またはその結果についてきちんと報告を受けるだけの仕組みをつくる必要があるのではないですか。

○又吉進知事公室長 あってはならないという答弁は、今の県の基本的な考えでございまして、これは何度も繰り返させていただいているということとございまして。おっしゃることにつきましては、やはり県として知り得る、あるいは情報の範囲があります。しかしながら、放置するという心情に達しているわけではなくて、やはりなかなか一県はさまざまなことを求めておりますが、知り得ないとか、県の情報には限りがあるということと直截に申し上げているわけとございまして。いずれにしても、県民が一つの非常に表現できないような事態に、あるいはそういう犯罪被害に遭って、そういう救済ができないという事態は、これはあえて言いますが、あってはならないわけとございまして、そこを何とか解消できる手段を市町村、国あるいは県、あるいは民間団体とも十分協議してまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 ぜひ、これまでにどう扱われたのかもわからないということがあってはならないし、県民が刑事的な問題以外で困っている、またはそのことにいち早く対応するためのそういうチームなり、米軍犯罪が発生したときに起動するチームなり、窓口なり、そういうケアをする仕組み、支援する仕組みをぜひつくっていただきたいと思っております。犯罪の種類に応じて、その使い分けがあってもよいと思っておりますので、ぜひそれはもっと前向きに検討をやっていただきたいと思っております。

では、陳情第172号と陳情第173号、北部訓練場の東村高江ヘリパッドの建設に関して質疑したいと思っております。

まず、ヤンバルの自然に対してですけれども、せんだって世界自然遺産化ということで、奄美・琉球諸島の世界自然遺産登録に向けたシンポジウムがあったようですが、この世界自然遺産に関しての県の考え方と伺いますか、環境省と県、琉球大学が主催してやったようですけれども、このヤンバルの世界自然遺産化に対して、県の考え方をお伺いしたいと思います。

○富永千尋自然保護課長 委員御質疑の世界自然遺産登録についてのお話です

が、琉球諸島にはそれぞれの島にそれぞれ特有の固有種がいて、そういった生物多様性と固有種に恵まれているということで、そういったものが評価されて、世界自然遺産登録の候補になっていると理解しております。

○比嘉京子委員 そのシンポジウムの際に、国際自然保護連合—IUCNのレスリー・F・モロイ氏を招いてやったと報道されているわけですが、このときに、沖縄本島北部における米軍基地はどのように問題視されたのでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 このシンポジウムは12月4日でしたか、県立博物館・美術館で開催されまして、IUCNのレスリー・F・モロイ氏—この方はIUCNの委員ですが、その方を招いて講演をいただきました。私もそれに参加しておりましたけれども、講演の中では、特に北部訓練場と世界自然遺産の関係について言及はございませんでした。

○比嘉京子委員 その方は、沖縄本島北部のこのような軍事的利用について、情報等を持ち得ておられたのですか。

○富永千尋自然保護課長 モロイ博士は何回か沖縄にもお見えになっておられますので、現状等については把握していると考えます。

○比嘉京子委員 その方が、軍事基地は平和の象徴である世界遺産になじまないと。基地周辺を登録するにしても、緩衝地帯などの工夫が必要になるだろうと記事に載っているのです。その点についてお伺いしたいのですけれども、処理概要の15ページに、県は沖縄防衛局長に対し、当該事業にかかわる環境影響評価の再実施を要請したと書いてあります。処理概要の変更について書いてあるのですが、これは去る10月にお願いしているわけですが、その後、どのような動きになっているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 東村高江のヘリパッドにつきましては、事業者が自主アセスをしてきたところでございます。そのときは、オスプレイに対する明記がなかったということもございまして、我々としては、ヤンバルの自然に対するオスプレイの影響—騒音だとか、あるいは高温の排気ガスといったものに対する影響がまだ評価されていないのではないかとということで、去る10月11日に沖縄防衛局長に対して、知事名で再実施をしてくれという要請をしたところでございます。

○比嘉京子委員 それについては特にまだ、何ら返答といたしますか、ございませんか。

○下地岳芳環境企画統括監 現在、まだ回答はいただいております。

○比嘉京子委員 これを踏まえて、沖縄県としては今後、どのような対応をとるつもりでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 当然、我々は文書で正式に要請しておりますので、誠意ある回答があるものと考えております。

○比嘉京子委員 今の世界自然遺産登録についてですけれども、今のヘリパッドの建設とか北部訓練場というのは、環境生活部から見たら、皆さんとしては登録されると理解しているのですか。どのように変えなければいけないという理解になっているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 世界自然遺産に登録する前提といたしまして、その地域の生物多様性という部分について保護担保措置がないといけないと。国内法による保護担保措置がないといけないということです。その一つとして国立公園の国立公園化だとか、そういった制度があるかと思っておりますので、まずはそのあたりに焦点を絞って、環境省と連携していくことが必要だと考えています。

○比嘉京子委員 そこには、どれだけの価値のあるような動植物がいるのでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 これは事業者が自主アセスのときに提出した資料をもとに整理したのですが、動物についての総確認数が2086種。植物については975種。そのうち、希少種と言われるものの数ですが、動物については97種、植物については109種と資料で確認しております。それから、そのうちで天然記念物の14種も確認されているということと、ヤンバル固有種19種が確認されているということも資料から確認しております。

○比嘉京子委員 2007年の環境影響評価の中で、16種の移植対象種が挙がって

います。その移植について、沖縄防衛局としてはどのように対応したとされているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 平成24年10月末時点の生存状況でございますが、N4地区で17株移植して、9株が生存。H地区で41株移植して、40株生存と報告を受けております。

○比嘉京子委員 それは、県としては確認されたのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 過去に米軍基地関係特別委員会の委員も一度中に入っていらっしゃいますし、行政としても平成23年に一度入っております。立ち入るときの手続等がなかなか厳しいということで、今年度についてはまだやっておりますが、本会議で環境生活部長も答弁したとおり、できるだけ行政としての確認のために要請しようと考えております。

○比嘉京子委員 その際は、議員も同行できますでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 これは、事業者側の意向がかなり左右するかと思いますが、その旨はお伝えいたします。

○比嘉京子委員 今の移植状況で、県としては十分よしと考えておられるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 現場に入って詳細に確認したのではなくて、向こうからの電話等による報告でございますので、言及は難しいと考えています。

○比嘉京子委員 再確認をした上で、今後、県は世界自然遺産登録に向けてどのように考えておられるのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 当然、移植につきましては、自主アセスの中で出てきたときに、専門家の先生方の意見を踏まえて指示してございますので、その工事が終了した後、事後報告書が出ます。そうすると当然、専門家が指摘した内容に沿って、事後報告書の中でちゃんと反映されているかどうか、それをもとに専門家が現地に入って確認したりするわけですから、そのことを踏まえないと一我々は今の段階で現場を見ていませんので、状況についてのコメント

は少し難しいです。

○比嘉京子委員 今の状況を踏まえて、世界自然遺産登録の県としての見通しはどうか。

○富永千尋自然保護課長 世界自然遺産登録への見通しですが、ここでお伝えしたいことは、世界自然遺産登録は現在、奄美と琉球—ヤンバルと西表という3カ所を、一つの価値のあるものとして登録するという進め方をしております。そこで一番大事なのは、その3カ所が世界の中でも最もそういう価値があるという証明をしないといけないことですし、もう一つは、保護担保措置をとらないといけないということになります。ですから、その2つを着実に進めていくということが、世界自然遺産登録を推進するための一つの道筋と理解しております。

○比嘉京子委員 ヘリパッド建設における緩衝地帯等のクリアは、どのように考えておられるのですか。

○富永千尋自然保護課長 繰り返しますが、まず、3カ所がそれを満たさないといけないというのが1つ。例えば今、ヤンバル地域の保護担保措置のあり方についても、その区域がそういった希少種もしくは生態系を守るのに十分な区域なのかということで、これはIUCNもしくはユネスコで判断されるものと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情説明資料の17ページ、陳情第181号。米軍戦闘機による訓練・爆音激化に関する陳情が出ています。これは一般質問でも取り上げたのですが、嘉手納飛行場周辺、普天間飛行場周辺で外来機による騒音被害が出ていまして、処理概要でも出ていますが、もう100デシベルを超えているのです。これは嘉手納町だけではなくて、宜野湾市の普天間飛行場周辺も一環境生活部長の答弁では、8地区で調査したところ、半分以上が100デシベルを超えていると。宜野湾市においては6地区でしたか、半分以上の地区で100デシベルを超えていると。本来ならば、宜野湾市は85デシベル以上もあるはずがない地区だと思っているのです。沖縄防衛局としては宜野湾市は85デシベル以上はない

という認識だと思いののですが、いかがでしょうか。

○上原栄淳環境保全課長 宜野湾市、県が測定していますが、平成23年度の測定で言いますと、8測定局の中で3測定局が基準を超えている状況はあります。あと、平成23年度の航空機騒音のうるささ指数—W値で言いますと、上大謝名局で81WECPNLという数字が測定されている状況です。

○中川京貴委員 本会議で質問したときに、100デシベルを超えている地区があるという答弁がありましたけれども、あれは間違いですか。

○上原栄淳環境保全課長 環境基準、航空機騒音を評価するに当たっては1年間、例えば航空機騒音が1日何回あるとか、1年間ずっと継続して測定した結果を環境基準でいうWECPNL—W値でやるのですが、今言った100デシベルというのは、例えば航空機1機が単発的に来ると思うのですが、その騒音の中で最大ということで見ますと、平成23年度で上大謝名局で118.2デシベル、野嵩局でも115.3デシベルが測定されています。

○中川京貴委員 ことしに入ってからはどうですか。

○上原栄淳環境保全課長 ことしといいますか、平成24年度、平成24年4月から11月30日までの測定値をまとめていますが、その中で言いますと、最高で上大謝名局で119.9デシベルを記録しています。野嵩局で111.1デシベル、愛知局で103デシベル、新城局で108デシベルと、100デシベルを超える騒音は観測されています。

○中川京貴委員 知事公室長、今答弁されたように、宜野湾市も100デシベルを超える地域なのです。本当に知事はフットワークが軽くて、そのたびに要請行動をしているし、また米国に行っても、地元の知事として直接その問題の対策についてやったと思っております。知事公室長、これからもやはりこういう問題が出たら、直接知事が日米両政府に働きかけることが大切だと思っております。これが負担軽減になるという一つの理由と、それとなぜその質疑をしたかというのは、後に住宅防音の陳情が出てきます。

陳情説明資料の21ページ、陳情第188号の住宅防音工事に関する陳情、これも一般質問で取り上げましたけれども、この処理概要には住宅防音工事対象区域の拡大等、さらなる騒音対策を強化する必要があると。毎回、知事公室長は

この答弁をしているのだけれども、軍転協等関係機関と連携しながら、例えば全国知事会で問題提起をしていると答弁しているのですけれども、このような問題ではないと。なぜかという、全国で取り扱ったら国はやろうとしないのです。予算が絡むから。沖縄単独の—100デシベルを超えているのは、ほとんど全国では少ないと思っています。だから沖縄は特別だという、したたかな政策がないといけないと思うのですが、知事公室長、どう思いますか。

○又吉進知事公室長 本会議でも答弁させていただきました。確かに軍転協あるいは渉外知事会とやって、大変残念ですけれども、ある意味で一向に改善されない。なかなかそういうものが見えてこないという中で、これまでの取り組みに対してどうかという声は当然出てくるものと思います。知事も委員の御質問に対して、私がしっかり先頭に立って取り組むという趣旨の答弁をしたと思います。とにかくあらゆる機会を通じて一例えば、委員は岩国飛行場の事例を出しました。やはりああいうものが一つの先例として明確にあるわけですから、沖縄は沖縄という形でやはり主張してまいりたいと思っています。

○中川京貴委員 そういった意味では、1つ提案したいのがあるのです。米軍の事件・事故も含めて、まずそういったものが発生すると、県と警察本部と連携しながら、市町村の各警察署とも連携をとりますよね。やはり、知事公室の中に基地問題の専門部署をつくったほうがよいと思っています。そういった意味では、沖縄防衛局の職員を派遣させるぐらいの専門家を入れて、そのたびに電話で連絡をとるとかではなくて、そういう関係者を入れるべきです。理由は、そういった関係者は内部を知っていますので、なぜ岩国飛行場が85W値から80W値に落とすことができたのか。その流れも知っているだろうし、そして、普天間飛行場とか、嘉手納飛行場のように騒音が厳しいところが本当に全国的にあるのか。それと、AV8BハリヤーとかFA18ホーネット、そういった外来機がこうして頻繁に来るところも全国的にあるのか。それを理論武装しないと、国は動かないと思っています。どうですか。

○又吉進知事公室長 確かに今、委員がおっしゃった個々の情報、具体的な情報の収集の必要性を感じております。ただ、委員が御提案のように、沖縄防衛局の職員を県で一緒に働かせることにつきましては、これは一つの御提案だと思います。ただ、県としましては、少々そのあたりも足りなかったかという自覚はございまして、できるだけ岩国飛行場でありますとか、あるいは厚木海軍飛行場でありますとか、今年度から関係自治体と連絡を密にしております、

私自身そこに赴いたりとか、長崎県にも行きましたが、効果的に政府に求めていく方策といったものについて、十分内部で検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 例えが少しおかしいかもしれませんが、例えば市町村でよく事件が起きますよね。これは市町村の話ですけれども、そうしたら警察本部から警察がその市町村に出向くのです。北谷町もそうだったと思うのですけれども、北谷町役場の警察の方は出向ですか、あれはどういう形で入っているのですか。

○石新政英刑事部長 警部の階級にある者を出向させております。

○中川京貴委員 これは、沖縄県では何カ所ぐらい行っていますか。

○石新政英刑事部長 現在、1カ所だけであります。

○中川京貴委員 これは北谷町でいろいろ事件・事故が起きたこともあって出向していますがけれども、何を言いたいかといいますと、宜野湾市とか、嘉手納町とかそういったところでは、過去に嘉手納町でも再開発事業で沖縄防衛局職員を採用したことがあるのです。沖縄防衛局職員を嘉手納町役場に部長クラスで採用して、専門知識を持ったまちづくりをしようということで再開発をした経緯があります。県もこういった被害に対しては専門家を置いて、何を改善すればよいかということを一知事公室長お一人ではどうしても範囲が広すぎると思っているので、内部にそういう機関を持つべきだと思うのですけれども、その件でもう一度答弁をお願いします。

○又吉進知事公室長 関係機関との連携は極力やっているところでございまして、県警察との人事交流は、今は基地対策課にはございませんが、その他の部局において、その必要に応じた人事交流をやっているわけでございます。したがって、人事交流の形をとるのか、あるいはしっかりした情報交流の仕組みをつくるのか—現在でもそういう個々の事件につきましては、県警察の御協力も仰ぎまして、必要な情報はいただいたり、あるいはこちらからも提供しているわけですが、犯罪抑止・防止という観点から少し連携を強めてまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 この陳情説明資料の21ページ、陳情第188号も十分理解できます。なぜかという、同じ騒音、同じ被害を受けながら、その環境で生活ができないという陳情なのです。85W値以上が防音工事の対象地域ですと。あなた方は75W値だからできませんと言いつつも、騒音被害、爆音被害は受けているのです。知事公室長は宜野湾市を知っていると思うのですが、宜野湾市は85W値以上はないと沖縄防衛局が認定しているのです。だから、防音工事の対象地域になっていない。平成20年3月でしたか、3月10日までの建築に拡大されていますけれども、宜野湾市はそれに該当していないのです。しかし、騒音は受けている。その不平等さがこの陳情に出ていると思うのですが、認識していますか。

○又吉進知事公室長 まず、事件・事故の被害者もそうですが、騒音というのは、県民が実際に体で受ける基地被害としては最たるものと自覚しております。したがって、その騒音を軽減するのは基地行政の中でも極めて重要な、最も優先されるべき課題であると。今、おっしゃったことにつきましては、いろいろこれまでの経緯、あるいは基準を適用した結果として、委員がおっしゃったような格差なり、そういった声が上がっていることは十分承知しております。したがって、そういう声を拾い上げて、しっかりその改善を求めていくというのが現在、県ができることとございます。

○中川京貴委員 知事公室長、御承知のとおり、防音工事は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律によって行われますよね。ですから昭和53年、昭和56年、昭和58年の3月までと引き上げられてきて、しかし、それ以降は運用でやってきていますけれども、私は、本来ならば法律でやるべきだと。しかしながら、いろいろな状況があって、防衛大臣の訓令によって平成14年1月17日、平成24年3月と引き上げられてきましたけれども、実際にはそこで騒音があって、地域が苦しんでいると。普天間飛行場が必ず近いうちに閉鎖、または普天間飛行場がなくなるものと思っていますけれども、なくなるまでは国の責任において防音工事、環境整備はすべきだと思っています。そういった意味では、知事公室長も知事と一緒に、専門知識を持って、数字でもって国に要請しないと、国は今までどおり改善しないと思っているのですけれども、どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりだと思います。普天間飛行場で言えば、これは代替施設の問題がございましてけれども、とにかく、今ある普天間飛行場

の騒音、危険性の除去を最優先にしなければいけないということで、委員のおっしゃるとおり、しっかりしたデータ、論理的な根拠をもって政府に当たっていくべきであると思っております。

○中川京貴委員 次に、陳情説明資料23ページ、陳情第190号の米海軍兵による女性暴行事件です。これは前にも聞いたことがあるのですが、例えばそういった暴行事件、放火事件、殺人事件を起こした米兵に対しては、再度軍隊として沖縄に入ることができないと聞いているのですが、確認したいのですが。

○又吉進知事公室長 その情報については確認しておりません。

○中川京貴委員 ぜひ、先ほど比嘉委員からもあったのですが、確認していただいて、そういった事件を起こす人は繰り返すということで、暴行事件も含めて一部の米軍人・軍属によって全体責任でオフリミットとか、いろいろな軍隊にそういう規制がされていると、逆にその反発で事件を起こさない人も事件を起こす可能性があるという相談を受けたことがあります。暴行事件、殺人事件、凶悪事件を起こす人たちは、二度と沖縄に入れませんというぐらいの制度をぜひ県も持つべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 これは従前から、私が何度か米側に申し入れているのは、こういう事件の被疑者、あるいは犯人に対する処罰はどうなっているかということを中心にきちんと明らかにしてほしいと。それがないと、県民は安心できないということを何度も申し上げております。したがって、再来県禁止であるとか、そういった流れになると思うのですが、しっかりとそこは公開していただきたいということを強く申し上げておりますが、今のところ、それは実現しておりませんので、その罪に応じた罰を受けているということは、公開が絶対に必要であると考えております。

○中川京貴委員 やはり、こういう凶悪犯罪を犯す人たちが基地内でもいると聞いたのです。知事公室長は情報がないと言っているのですがけれども、情報をとらないといけないと思っております。基地の中でも暴行事件が発生しているそうです。ただ、米軍はその実態を隠しているのもあって、基地内での事件もあるし、自殺もあるし、処分された方もいるそうです。何が悪いのかと言うぐらいのレベルの人たちもいるのです。真面目な人たちもいます。みんな一緒になって処分されていることに反発を持っているという話も受けました。そういっ

た意味では、基地の内部で出せるものと出せないものがあるかもしれませんが、基地内で自殺する米兵もいるそうです。それも把握していますか。

○又吉進知事公室長 自殺については把握しておりませんが、先般、本会議で御質問があった性犯罪の統計がありまして、あのときに申し上げましたか、3000何ぼという世界中の性犯罪の中で、大部分が米軍人が被害者になっていると。したがって、恐らく米軍人の間で行われている犯罪であろうと想像できるわけですが、確かにそういう実態が基地、米軍の中にはあるものと考えております。

○中川京貴委員 私は提案しましたけれども、トカゲの尻尾切りではなくて、その上司による監督責任を追及して、そういう部下を持たないような仕組みをつくる。こういう部下を持つとその上司にも責任があると。これは日本の中では当たり前の話だと思っているのですが、米軍にはそれがないと。一度質問をしたときに、日本はやっていますかと逆に質問されました。そういった意味では、やはりワーキングチームとか、そういったテーブルに着く場合においては、県は主体性を持って、上司の監督責任、司令官の更迭も辞さないという姿勢がないと、今後、これは解決しないと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 まことにおっしゃるとおりだと思います。それが綱紀肅正の第一歩でありまして、それを徹底した上で公開する。さらに県民に対してきちんと知らせるということを、まさに県は求めてまいりたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第191号の記の6、基地問題については、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると。県は既に合意されたSACO及び再編実施のための日米のロードマップ―ロードマップで示された基地の整理・縮小が着実に進められるよう云々とありますが、これは具体的にはどういうことですか。

○又吉進知事公室長 陳情が、米軍犯罪の温床である基地の大幅な縮小・撤去を推進することをございますので、その縮小・撤去に関しましては、もちろん

県民の中にもいろいろなお考えがあると承知しております。即時全面撤去という考え方もあることは承知しております。ただ、県といたしましては、今やれる、あるいは合意されていることを着実に実施することによって、一定の縮小が図られる、さらに段階的に基地の返還といったものを実現させて、将来、米軍基地のない沖縄を実現していくという考えに至っているわけでございます。

○前田政明委員 陳情第189号の記の3で、米海兵隊普天間基地を即時閉鎖し、無条件返還することということで、即時閉鎖、無条件返還することという嘉手納町議会の決議です。これに対して、陳情第136号と同じということになっていますが、そこをもう一回説明してくれませんか。

○又吉進知事公室長 ここは陳情に対して、普天間飛行場の危険性の除去、その移設実現に対する考え方を述べているわけですがけれども、ここに書いてありますように、普天間飛行場に関しましては、現在の辺野古移設案は事実上不可能であり、県としては他の都道府県に移設、いわゆる県外移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であるということを示しているわけでございます。

○前田政明委員 前から気になるのですけれども、SACO合意及びロードマップというのは、全て県内移設ですよ。違うものがありますか。このSACO合意の中身、ロードマップの中身で、移設を前提としない返還というのはどのぐらいありますか。

○又吉進知事公室長 全てが移設というわけではありませんが、北部訓練場等については、ヘリパッドの問題はありますが、その過半の返還と。ただ、その一連の合意の中で、普天間飛行場は代替施設、あとは那覇港湾施設についても代替の港湾施設、あるいはキャンプ・キンザーにつきましても、その代替となる機能の整備といったものが条件になっていたと理解しております。

○前田政明委員 その実現可能なものというのは、具体的にどういうことですか。

○又吉進知事公室長 なかなか県の権限でこれが可能か、不可能かということは県が推進できない部分もございますが、やはり日米がきちんと合意されていて、その道筋がある程度見えているものからしっかりと取り組んでいただきたいということでございます。

○前田政明委員 結局、S A C O合意というのは普天間飛行場を返すと。しかし、移設が条件だと。那覇港湾施設もそうですよね。移設が条件だと。それも、那覇港の中の大変大事なところに移設すると。結局は、普天間飛行場の問題については辺野古一県民の激しい反対で、地元の合意がなくて難しいと。結局、米軍基地のない沖縄というのは目指していないわけですよ。要するに、S A C O合意を前提とする限りは、米軍基地のない沖縄は目指していないという前提ですよ。

○又吉進知事公室長 米軍基地のない沖縄を目指す上での段階的な営みとして、S A C O合意なりロードマップがあるという理解でございます。

○前田政明委員 那覇港湾施設は今、環境アセスの手続に入っていますけれども、本当にキャンプ・キンザーと通ずるところに巨大な軍港をつくるのは、これは常識的に見てもあと50年、100年と。古くなった今の那覇港湾施設のかわりをつくるわけだから、これは私はあと50年、100年も米軍基地として使われると考えるのが普通ではないかなと思います。皆さんは、この那覇港湾施設の移設を暫定的なものだと考えているわけですか。

○又吉進知事公室長 暫定的になるのか、あるいは50年、100年になるのかということは、そういう考えもあろうかと思いますが、やはり重要なことは、今存在している那覇港湾施設と普天間飛行場、こういった沖縄の振興開発の妨げとなっている部分からまず解消していくと。段階的に解消していくという考えでございます。

○前田政明委員 私は、S A C O合意は基本的にもう破綻していると。すなわち県内移設反対と。これ以上の米軍基地はつくるべきではないというのが県民の今の到達点ではないですか。今言われたものは例外ということですか。

○又吉進知事公室長 例外とは申しませんが、そこでまず、原点であります普天間飛行場の危険性、あるいは振興開発に大変な支障となっている普天間飛行場または那覇港湾施設が返還されることにつきましては、これは推進すべきであると。ただ、その条件が実際に実現可能かどうかということにつきましては、普天間飛行場につきましては、ここに書いてありますように、辺野古案というものは事実上不可能になっているという考え方でございます。

○前田政明委員 私は、那覇港湾施設も無条件撤去すべきだと思います。

衆議院議員選挙の結果、新しい自由民主党・公明党連立政権—自公政権に戻ろうという動向がはっきりしてきたと思うのですけれども、その中で、いわゆる辺野古移設を推進してくる圧力がかなり強くなるのではないかと。これは大体一致しているところだと思います。きょうの沖縄タイムスの座談会を見ると、埋立申請について賛成か反対かといった場合に、自由民主党選出の3名の方たちはどちらでもない、その他と表示しているのが、非常にこれはどういうことかと。本来、辺野古、県内移設反対であるならば、当然埋立申請についても明確に反対すべきではないかと思えますけれども、きょう見たらそうだし、そういう面ではかなりいろいろな動きが出てくる。オスプレイの問題もそうなのですが、今まさに県民が団結して、党派を超えてお互い選挙公約とか、少なくとも9・9県民大会のオスプレイの全面撤去、4・25県民大会も含めてやってきた流れの中で、辺野古の基地建設は絶対認めないということについては、新しい政権下でも県民とともに、今言われている県内移設は認められないと。知事公室長、辺野古については、実質的にそれを認めないという知事の立場は変わらないわけですね。

○又吉進知事公室長 辺野古につきましては、知事が本会議でも答弁いたしました。県外移設を求める考えに変わりはありません。また、オスプレイにつきましては、県民の不安が払拭されていないことから、その配備計画の中止を求めると。この2点については同様でございます。

○前田政明委員 オスプレイについては、皆さんは結局オスプレイは危険で、沖縄でも本土でも要らないということではなくて一私は、オスプレイの撤去を求めるために、オスプレイの低空飛行ルート地域とか、その他関係するところとも連携しながら、オスプレイの撤去を迫っていくのが9・9県民大会の総意であると思うし、そして同大会実行委員会もそういう方向を目指していると思うのです。それと超党派で、内閣総理大臣を含めての政府要請行動もあると思うのですけれども、処理方針を見ると、このオスプレイの配備というのは分散移転。すなわち、沖縄にさえオスプレイがなければ、ほかに持って行ってもらえばよい。この回答からはそう見えるのですけれども、そういうことですか。

○又吉進知事公室長 まず、オスプレイに関しましては、沖縄への強行配備という形をとられたと。その段階で、防衛大臣は訓練の分散を行っていきたいと

おっしゃっていましたが。負担軽減になるという意味であれば、それはそれでやっていただきたいと。しかしながら、県民の不安の中、配備計画そのものを中止していただきたいと求めているわけでございます。したがって、県外であればそれでよいという立場で物を申し上げたことはありません。

○前田政明委員 やはり移設論は、基本的に基地の存在を認めると。そういう面では、米軍基地は重要だと。それをほかに持って行ってくださいというのは、結局は古くなった基地を国民の税金で新しく作りかえると。県道104号線の問題でも、私たちも訓練の移転先を視察したりしてきました。本当に沖縄でできないような演習をどんどん一米軍にとってみると拡張してやっているということで、結局、その移設論というのは、基地の存在を認めて基地拡張論。すなわち、今の日本全体の流れの中で、米軍がよりやりやすい方向になっていくという形になるし、ましてやこのオスプレイの問題にしても、グアムでの訓練の費用も日本政府が負担するということは、本当に考えられない屈辱的な中身だと。そういう面では、国際的にもそうですけれども、米国のそういうやり方に対しては全国とも連帯して、関係する国々の人々とも連帯して、米軍基地はアジアからも、沖縄からも、日本からもそれぞれなくなっていきたいと思いますということで、やはり憲法第9条のもとで、しっかりと話し合いのもとで進めるべきではないかと思えます。そういうことで、私どもは先ほどあった無条件撤去、普天間飛行場問題の解決の道は、嘉手納町議会が決議しているように、即時無条件撤去こそが解決の道だと思います。そういう面で移設論というのは、那覇港湾施設に見られるように、結果的には基地を認め、基地をつくらなければだめということでは、暫定的に少し置いて、それから基地をなくすということは詭弁だと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情説明資料の21ページ、陳情第188号。デシベルのことだけれども、1つ目はデシベルとW値をどう考えるか。先ほどの90幾つもあれば100デシベルを超えているものもあるけれども、実際、それがどう継続して80W値と計算されるのかと。70W値とか80W値とか、その基準のようなものをおっしゃっていませんか。

○上原栄淳環境保全課長 まず、航空機騒音の環境基準の測定の考え方があり

まして、その中で、まず航空機が1日何回、時間帯によって何回来るのかと。例えば午前0時から午前7時までの飛行機の機数、午前7時から午後7時までの飛行機の機数、午後7時から午後10時までの飛行機の機数、午後10時から午後12時までの飛行機の機数というのがあって、その時間帯に飛行機が何回飛んでいて、その飛行機の1回当たりの騒音の大きさがデシベルであらわされるのです。その平均ピークレベルというのを出して、それから計算して、いわゆる航空機騒音のうるささ指数、W値を出していきます。先ほどの防音工事で通常言われているのはW値で、85W値とか80W値とかという話をやっていると思います。今言ったデシベルは飛行機1回当たりの騒音の大きさをあらわすので、それがいつの時間帯に何回来ているのか、非常に高い騒音が何回あるのかを見ないと、うるささ指数は出てこないという形になります。

○吉田勝廣委員 そのうるささ指数というものが、結局は1日平均なのか、1週間平均なのか、1カ月平均なのか。85W値以上というのはどういうことかと聞いているのです。

○上原栄淳環境保全課長 県が今まで言っているのは、1年間の平均で測定した結果として、環境基準を超えた一例えば環境基準が70W値であれば、それを超えたのが何局あったという形で、それは1年間の測定結果という形になります。

○吉田勝廣委員 1年間を平均して、85W値であれば防音工事ができるということですか。

○上原栄淳環境保全課長 防音工事については所管ではないのですが、防衛省のほうで測定して、この区域は85W値以上の区域ということで指定の告示をしています。その指定をどうやったのかというのは防衛局の管轄になるかと思えます。

○吉田勝廣委員 調査をしていないから、県としては何も言えないということですね。

○上原栄淳環境保全課長 防音工事の対象区域外でどれぐらいの騒音があるかということで、平成23年度、平成24年度も測定していますけれども、平成23年度に30地点で1カ月の測定を夏と秋の2回やりました。その中で、夏に対象区

域外の4地点で一防音工事対象と同等と見るのでしょうか、70W値を超えるような地点が確認されているということになります。

○吉田勝廣委員 それは夏と冬で違うと思うのです。こういうのは窓をあけていたり、あけていなかったりと。そうすると、例えばよく大阪の爆音訴訟であるとか、東京であるとかいろいろ出てくるけれども、民間の防音関係と基地の防音関係はどう違うのですか。

○又吉進知事公室長 御質疑の趣旨が我々の答弁と違うかもしれませんが、いわゆる民間の騒音への対応については騒音規制法ですか、そういう法令に基づいて、国土交通省がその所要の対応をします。当然ながら米軍基地に関しましては、これは防衛省が独自に測定し、さらに85W以上の区域についてはいわゆる第1種騒音防止区域として指定し、所要の住宅の移転でありますとか、防音工事でありますとか、そういう施策をとると承知しております。

○吉田勝廣委員 その辺の違いをもう少し明確にというか、そういう違いがあって、民間の防音工事はこうだから、基地関係の防音工事はこうすべきであるとか。ここはやはり調査をして、ある程度明確にする必要があるのではないかと。私たちは今、基地問題だけをやっているのだから、基地問題だけが争点だけでも、しかし、民間はどうやられているのかと。

もう一つは学校があります。これは防音対策をして、それから冷房をします。こういうことをやっているわけです。その学校は計算上、85W値とは関係なく防音工事をしていると思うのだけれども、その辺の違いはどうなのかと。私が言っているのは、あらゆる調査をしないと一方はやって、片方はやっていないから、これはどうなるのかということだけ聞きたいのです。

○上原栄淳環境保全課長 環境生活部で測定しているのは、航空機騒音が環境基準を超過しているかどうかということですので、環境省の測定基準で言うと、屋外の測定になります。ですから、公民館とかそういう施設の屋上にマイクロホン置いて、実際の屋外の航空機騒音を測定していると。学校関係で言いますと、教室内での測定はしていないということになります。

○吉田勝廣委員 学校はできたけれども民間はできませんと。私が言いたいのは、なぜ85W値以下の学校ができて、公民館もできて、なぜ民間はできないのかという違いをどう見るかということです。それがわからなかったら、今から

調査すればよいだけの話ですので。

3点目、民間機の騒音と軍用機の騒音は絶対に違うと思うのです。出力というか、ジェットエンジンの出力を上げたときに騒音が出てくるから、その辺の低周波であるとか、そういう違いはどう考えているのですか。

○上原栄淳環境保全課長 県は那覇空港でも航空機騒音を測定してしまして、那覇空港は、自衛隊機と民間機が混在しております。その中で、平成23年度の測定は4地点でやっていますけれども、先ほどのうるささ指数を民間機と軍用機に分けて測定しています。それで見ますと、民間機においては62W値から72W値まで。軍用機においては59W値から72W値までとなっております。先ほどの最大ピークレベル、音の大きさを言いますと、民間機は最大で98.3デシベルが観測されてしまして、軍用機で104.5デシベルが観測されています。特徴的なものは、1日当たりの騒音発生回数というのもやっています、それで言うと民間機—これは与根の測定局でやっていますけれども、1日当たり130回。軍用機については、同じ与根局で28.9回の測定があります。軍用機は音は高いのですが、騒音の発生回数は少なかったという事実はあります。

○吉田勝廣委員 それは那覇空港だから当たり前だよ。そこには自衛隊機がいて、民間機がいて。それはわかっている。ただ、嘉手納飛行場の飛行機の種類からやったほうがよいですよ。私が言っているのは、軍用機と民間機は騒音のあり方も、その低周波の出し方も違う。もう一つは、排気ガスです。民間機と比べて全然違うと思うのです。これはやったことがありますか。

○下地岳芳環境企画統括監 飛行機の排気ガスに特化して調査したことはございません。

○吉田勝廣委員 だから、環境調査はそういうことも含めてやらないと、片手落ちになるわけです。全然違うから。そういうところも基本的にやってください。先ほど3点、4点にわたって提案したことは、後で調査すると非常にその違いがわかってくるので、明確にさせていただきたいと思います。

次に、陳情説明資料の25ページ、陳情第191号です。代表質問で、基地外居住者に関する情報交換を行いたいという話でしたけれども、この基地外居住者の情報交換は大体どういうことで、どういう場所で行う方向で考えていらっしゃいますか。

○又吉進知事公室長 現在、県が入手している情報というのは、どの地域、市町村に何人ぐらい住んでいるかというところにとどまっているわけでございます。当然ながら、最もこの情報を求めているのは市町村でございまして、いわゆる地域の管理といった形で、市町村としてはどこに誰が住んでいるという情報が欲しい、必要だと。ここのアパートに誰が住んでいるとか、その階級はと。まだ具体的に市町村とそういう詰めた話はしていないのですが、そこは十分に市町村の意向を聞いてまいりたいというところでございます。

○吉田勝廣委員 例えば今、駐在所を中心にして、お巡りさんも各アパートへ行って、居住世帯へ行って、そこに誰が住んでいるかという調査をしたりしているわけですね。そうすると、例えば沖縄防衛局はすぐわかるわけです。お金を出しているから。誰が住んでいるかというのは、電気料金も水道料金も全部出しているから把握しているわけです。だから、それほど難しいことではないと思うが、米軍の個人情報保護なのかわからないけれども、そういうものがあって、誰々がそこに住んでいるということを市町村に公表できないのかなとか。どういう壁があって、自治体に報告できないということがあるのか、その法律的な制約があるのかということ調べたことはないですか。

○又吉進知事公室長 今のところ、まだそういう具体的な情報入手、あるいは御指摘の沖縄防衛局がどこまで把握しているのかということにつきましても、まだ調整はしておりません。

○吉田勝廣委員 それは非常に残念だけれども、企画部市町村課では、地方交付税の補正係数による基地補正一要するに、軍人・軍属、家族等1人当たりに対して市町村へ交付税を交付すると。そのときには、大体4月1日を基準として、その市町村に存在する軍人・軍属、家族等を掌握して、その交付が決定されるわけです。だから、金武町には大体何名が住んでいます、嘉手納町には大体何名が住んでいますと。それがわかるからできるわけです。問題は、その具体的な名前がわからないわけです。誰が住んでいるのかということがわからない。防衛省はそれを掌握している。掌握しているわけだから、それこそなぜ自治体に報告できないのか。4月1日を中心にして決めるのだから。ただ、このところは、やはりある程度横の連携をとって、どうなるかということをやっていたらよいのかと。なぜこれを言うかということ、今、至るところでいわゆる外人住宅を新しく建設しているわけです。例えば、金武町ではテーグ一進んでいるわけです。業者からすれば、辺野古移設を前提としてそういうこ

とをやっているのかどうかというのはよくわからないけれども、やはり業者は利益を求めるから、ある程度敏感だと思う。そういう意味で、外人住宅を地域の中でもつくっているわけです。北谷町を見ればよくわかると思う。やはりどちらかというところ、そういうことに地域は違和感を感じるわけです。そういうことで、誰が住んでいるのかということだけは掌握したいなど。だから先ほど言ったように、駐在所が1件ずつ回って、そういう治安を維持する意味から誰が住んでいるのかという情報を掌握していると思うのです。やはり、そのところを総合的にやっていかないと、今後の犯罪捜査も難しくなってくるのではないかと思うから。実際、その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃるような、防衛省が居住実態を把握しているという情報も今のところ入ってきておりません。防衛省負担分があるとするならば、そこで居住実態を把握しているのではないかについても防衛省に確認しておりません。したがって、地方自治体として、やはり住民の安心・安全という観点から情報提供を求めるというスタンスに立つわけですが、これは市町村とも連携して、やはりきちっと情報をいただきたいということを申し上げていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 これは完全に把握しているわけです。予算が執行されるわけだから、これは完全に把握している。そこに誰が住んで、それで家賃、水道料金、政府が全部払うわけだから。そこだけはきちっとしてもらったほうがよいと思う。

それで、先ほどの駐在所の話ですけれども、例えば北谷町とか、お巡りさんがどうですかということは、そういうところまではまだ言えないですか。なかなか大変だと思うけれども。

○石新政英刑事部長 警察が実態を把握するのは巡回連絡といいまして、交番ごとの受け持ちがありますので、その実態把握、世帯把握ということで回っておりますが、ただ、全ての家屋を回っているかどうかというのは、はっきりわからないものがあるわけです。だから、市町村に登録して把握する件数と警察が回って調べる件数では、必ずしも数が合わない可能性があります。また、警察は1年に何回と指定されておりますけれども、その間に入れかえがあったり、いろいろあるので正確な数字は出ないと思います。

○吉田勝廣委員 警察の場合は大体でよいと思うのです。なぜかと言うと、自

治会長を中心にして、金武の駐在所が一当時は無法地帯というか、一般兵がアパートを借りて、そこでいろいろやっていたものだから、そういうところにお巡りさんが来て、チェックしながら、騒音がするときには注意したことがあるのです。そういうことも含めて、これは非常に難しいことだと思うけれども、その個人情報保護か何かわからないが、その辺はまた改めて協議していただいて、県警察の中でも議論されていけばよいのではないかと思っております。

もう一つは、共同パトロールについてです。その共同パトロールをするときは、いわゆる繁華街だと思います。一緒に共同パトロールをすると、日米地位協定第17条の5に関する日米合同委員会合意事項で、その軍人・軍属、家族が犯罪を犯したときに逮捕するのは、いわゆる共同パトロールであれば米軍手中になると。これは本当にナンセンスな話です。こういう合意事項があるから、今まで共同パトロールはできないというのが県警察の主張ですよ。それはよくわかります。自分が目の前にいて、米軍人・軍属、家族が犯罪を犯しても逮捕できないのだから。こんなナンセンスな話はないと思うのだけれども、それを基本的には改定しないといけない。運用の改善でも何でもいから、やはり日米合同委員会合意事項だから、そこはやはりおかしいと。今、資料を持っていないけれども、これは昔の合意事項、昭和28年の合意事項で古いわけです。このようなものは、現在ではほとんど適用できない。やはりそういうことを変えて、共同パトロールをする場合は、こちらに逮捕権がありますというぐらいのことをやらないと、おかしくなるでしょう。共同パトロールがよいかどうかは別ですよ。しかし、そういう合意事項があること自体おかしいと。

もう一つは、例えば今、CPとかMPがパトロールしています。パトロールをして、基地外でさまざまな不法行為が見つければ、違法行為が見つければ、それを県警察に連絡するという義務を日米合同委員会で合意すると。やはりそれぐらいやってもらわないと。彼らは基地の中に連行するから。基地の中に連行すると、また日米地位協定の関係で逮捕権がどうのこうの、裁判権がどうのこうのと出てくるので、そこは日米合同委員会で、仮に不法行為が発見された場合は、違法行為が発見された場合は、それを県警察に通報すると。そういうことをすると、かなり沖縄での米軍による犯罪も抑止できるのではないかと。また同時に少なくなるのではないかと。どうですか、刑事部長。

○石新政英刑事部長 今、質問が多岐にわたりましたので、どれから答えてよいのかわかりませんが、まず、1点目です。共同パトロールに対する考え方がありますけれども、いわゆる日本において、日本国でない捜査機関にパトロールをさせてよいかという問題です。その地域の治安の維持に対する責任は、沖

縄県警察にあるというスタンスであります。だから、共同パトロールはできないということです。

2点目、仮に日米地位協定が改定されて、共同パトロール中の共同逮捕という問題がなくなるとか、それから米軍手中の問題が解消されるとか、そうなった場合にはそれでよいのかもしれませんが、しかし、共同パトロールというのは、いかんせん沖縄県民の感情として、米軍が沖縄県をパトロールすることに対して本当に沖縄県民全部が望んでいるのかと。犯罪を抑止するためには効果はあると思いますが、ただ、その辺は県警察が申し上げる立場にはありませんので、それ以上は申し上げません。

ただ、米軍側も今、この一連の事件後にいろいろな施策をとっていることは間違いありません。例えば、1点目は共同パトロールの申し入れもしてきております。それから、いわゆる米軍関係者が時間外に飲食店で飲酒していた場合の通報制度。これは、沖縄県内の飲食業団体に加盟している飲食店に対して、ぜひ通報制度に協力してくれという意味であります。協力してくれる店に対しては、今、米軍関係者らしき者、米軍関係者が時間外に飲酒していますよという通報制度を構築しようとか、いろいろ取り組んでいることは間違いありません。また、現に防犯に関しましては、今までなかった那覇市内でのパトロールも始めた。非常に努力していることは間違いありません。

○吉田勝廣委員 私が言っているのは2点です。1点目は、日米合同委員会合意事項で、共同パトロールで不法行為や違法行為を発見した場合には、逮捕する権限は米軍にある。そこが問題だよと。なぜ県警察も一緒に行って、県警察に逮捕する権限がないのかと。これは不平等というよりも、ナンセンスな話だと。それが1点目です。

それから2点目は、先ほど刑事部長が通報制度を構築しようという話をしたけれども、それよりも先に、CPとかMPが基地外で軍人・軍属、家族等の不法行為や違法行為を発見した場合には、それを県警察に連絡してくださいと。彼らが逮捕して、基地内に連行するのではなくて、通報を受けると県警察が逮捕するわけでしょう。県警察が逮捕したら、先の日米地位協定第17条の問題点が解消されるわけです。県警察が被疑者を掌握しているのだから。そこをやっていたら、これまでのいろいろな裁判権の問題とか、逮捕権の問題とか、身柄の引き渡し要求の問題とかが解決できると。そこをきちっとしたほうがよいのではないかと。最後に知事公室長にも聞きますけれども、私が言っているのはそこですよ。

○石新政英刑事部長　いわゆる日米地位協定上の共同逮捕の問題については、その改定等々については日本政府で考えるべき問題で、県警察ではそこまで考える立場にないのではないかとということで、私は答弁しませんでした。

それから、基地外での犯罪を発見した場合に、米軍ではなくて日本の警察に通報してくださいというのは、ずっと昔からそのように要請しております。また、沖縄県警察の警察官に対しては、米軍による事件が発生したら、米軍の捜査機関が来る前に現場に行きなさいと。拘束できるものについては、身柄を拘束しなさいと。そのように指導しておりますので、さきの沖縄市での強姦事件などについては、そういう指導が功を奏したのではないかと思います。

○吉田勝廣委員　知事公室長にも同じ質疑をします。これは非常に重大な問題だから。

○又吉進知事公室長　いわゆる逮捕権、捜査権の行使につきましては、委員は今、日米合同委員会合意とおっしゃいましたが、やはり日米地位協定第17条がもとにありまして、そこで逮捕権をどう行使するのかというのは、基本的に同第17条に基づく日米合同委員会合意があるわけで、やはり第17条の問題として日米地位協定を考える中で、検討していくことが適切ではないかと考えております。

○吉田勝廣委員　日米地位協定の条項と合意事項は違うのです。日米地位協定第17条を改定することは大変なことだから。合意事項は運用の改善でもできますよ。ここは非常に大事だと思う。これは、基本的には県警察が組織を挙げてやるべきだと思います。一緒に共同パトロールをして、違法行為を発見しても、逮捕するのは米軍だと書いてあるのだから。一緒に発見しても。県警察単独であれば逮捕できるのに、たまたま米軍と共同パトロールしたがゆえに、米軍が逮捕すると。こんなばかなことがあるかと。私が言っているのはそこですよ。私の記憶が正しければ、その合意事項は昭和28年ですよ。もう古いのです。そこをどうするのかと。

○又吉進知事公室長　おっしゃるとおりでありますけれども、その前提、根拠となっている日米地位協定第17条の観点から考えないと、こういう新たな合意、合意を改定するというに至るかどうかと。そのあたりは十分勉強してまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1 時21分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありますか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず、ヤンバル地域の国立公園指定に向けた動きについて、少しお聞きしたいと思います。かつて一平成8年でしょうか、当時の岩垂寿喜男環境庁長官がお越しになって、問題を提起したと記憶しておりますが、現状はどこまで進んでいるのか。どういう議論があって、どういう状況になっているのか、少しかいつまんで説明してください。

○富永千尋自然保護課長 ヤンバル地域の国立公園化に関する取り組みについては、最初に一平成20年でしたか、やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方というのが環境省から示されまして、それに伴いまして、主に平成20年9月ごろから国頭村の地域住民に対して、国立公園化に関する説明会もしくは意見交換会の開催に取り組んでいると。最近では、平成24年1月から7月にかけて国頭村、東村、大宜味村の役場職員を対象に世界自然遺産についての説明会を開催し、ことしの8月には環境省と県で国頭村議会議員に対して、世界自然遺産に関する意見交換会を実施しております。

○玉城義和委員 それはわかるのですが、今、県としての立場、どういう取り組みをしているのかということ聞いてます。

○富永千尋自然保護課長 まず、世界自然遺産登録もしくは国立公園化に向けての課題で、1つ大きいのが希少生物を脅かす外来種の存在です。そのため、県ではマングースの防除事業を行っていて、大宜味村塩屋湾と東村福地ダムの間に北上防止策を設けまして、その北側のほうでマングースの駆除事業を行っているという状況です。あともう一つは、国立公園化を図るためには地域住民の理解を得ないといけないということで、それに関連したヤンバル地域の自然に関するフォーラム、そういったものを行っております。

○玉城義和委員 ヤンバル地域の国立公園ということですが、範囲はどうなっているのですか。ヤンバル地域のエリアは。

○富永千尋自然保護課長 環境省で一般的にヤンバルと言っているのは、大宜味村、東村、そして国頭村の3村をまとめてヤンバルと言っております。

○玉城義和委員 そのエリアは、全部対象になるということですか。

○富永千尋自然保護課長 その対象については、どこからどこまでというのは今、検討中でございます。例えば、西表のほうでも一部が対象であったりということがございますので、その範囲を今、いろいろと線引きをしているという状況です。

○玉城義和委員 私が言っているのは、その3村が対象であれば、そのエリアは全部含みますよねということですか。

○富永千尋自然保護課長 そういう意味では、その3村を対象にして範囲を考えているということですか。

○玉城義和委員 この環境省が出した冊子でも、ヤンバルの定義はこの3村になっていて、一体的に保護と持続可能な利用を図っていくとなっております。そういう意味で言えば、今、建設中で問題となっている東村高江のヘリパッドのようなものも含めて、全部対象になっていると考えているわけですか。

○富永千尋自然保護課長 国内法の及ぶ範囲が国定公園になると理解しております。

○玉城義和委員 そうすると、この一体的という意味は、米軍基地は残ると解釈しているのですか。

○富永千尋自然保護課長 当初、世界自然遺産登録の話が出たときに、環境省から出されているその考え方の最初のほうに、SACO合意で北部訓練場の過半が返ってくるという一文が入っております。

○玉城義和委員 私は国立公園の話をしているのです。世界自然遺産の話をしているのではなくて。環境省が出した冊子によると、3村を一体的に保護することになっていて、その国内法云々とは書かれていないけれども、その辺はどう解釈しているのですかと聞いているのです。

○富永千尋自然保護課長 今、委員がおっしゃるのは、平成20年3月に出されたやんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方を引用されていると思うのですが、この中では、国頭村、大宜味村及び東村を中心とすると。また、周辺において、一体的に保護と持続可能な利用を図ることが必要と考えられる地域も含まれるという表現の仕方です。

○玉城義和委員 要するに、今言った米軍基地のところは対象にするのですか、しないのですかという県の解釈をはっきりしてください。

○下地岳芳環境企画統括監 最終的には、世界自然遺産登録に向けての取り組みでございますので、その前提として国内法による担保が必要だと。その担保の一つとして国立公園化がありますと。その国内法を適用するためには、国内法の及ぶ範囲でないとだめだと。ですから、基地内に国内法の部分を当てはめることができませんので、当然、基地が返還されない限り、これは前提条件になり得ないということです。

○玉城義和委員 この国立公園の考え方は、基地の部分は除外して進めるということで県も合意しているわけですか。そうすると、現在のところ範囲は定められないわけですか。

○下地岳芳環境企画統括監 先ほども自然保護課長から説明がありましたように、線引きはまだ確定してございません。当然、返還地がふえればふえるほど、それは取り込んでいくという基本的な姿勢はありますが、国内法が当てはめられる部分に前提条件をかけるということです。

○玉城義和委員 検討委員会ができて議論されているようですが、その議論の進捗状況はどの辺まで進んでいて、何が当面の課題になっているのでしょうか。

○富永千尋自然保護課長 今のところ、環境省がいろいろと作業を進めていますが、やはり、ヤンバル地域には古くから林業が営まれている地域もあるとい

うことで、こういった中で、保護とあわせて利用をうまく図っていくというのが一つの課題となっております。

○玉城義和委員 これからの検討の方向といたしますか、3村との協議も含めて、どれぐらいの日程でどのように進むのかということについて、見通しはありますか。

○富永千尋自然保護課長 このヤンバル地域の国立公園化というのは、世界自然遺産登録を目指すというステップの一つでありまして、環境省のほうでは、その世界自然遺産に関する暫定リストの登録を年明けの早い時期—1月ごろと聞いております。それとあわせて国立公園に向けての線引きとか、そういうものを地域の方々に理解していただくという取り組みを進めていくこととなります。

○玉城義和委員 この3村との話し合いはどのような状況になっていて、具体的な課題としてどのようなものがあるのですか。

○富永千尋自然保護課長 やはり、3村それぞれ産業構造の違いで事情がございまして、例えば、一方では大いに歓迎するところもあれば、規制に関して若干不安があるというところもございます。

○玉城義和委員 ヤンバルの観光も含めて、地域振興にとっては非常に大きなポイントになると思っていますので、できるだけその範囲を広くして、ぜひ進めていただきたいと思います。これは引き続きやらせていただきます。

もう一つ、知事公室長ですが、本会議でも少しやりましたが、時間がなくて曖昧なところもありましたので、少しはっきりさせたいのですが、例の埋立申請の問題です。今の状況で県の基本的な考え方をお聞かせください。

○又吉進知事公室長 代替施設の建設につきましては、政府はまだその考えを変えておりません。また、環境影響評価につきましては、現在、補正の作成作業をしているものと承知しておりまして、近々その補正の作業が完了し、提出されると。その後、一般論からいえば埋立申請ということではありますが、埋立申請につきましては、これは土木建築部長が答弁いたしましたように、現在、まだ提出に至っていない段階で、時期でありますとか、その内容等について県が判断するのはなかなか困難でございますが、提出された場合は、これは法令

等によって対処するというのが県の考えでございます。

○玉城義和委員 法令によって、どう対処されるのですか。

○又吉進知事公室長 まず、そこは実際に提出された場合、これは受理せざるを得ないだろうと考えております。しかしながら、その内容といったものはきちんと担当部局で審査して、あるいはその計画等についても、きちんと厳正に審査してまいりたいということでございます。

○玉城義和委員 これは法定受託事務のようですが、それについて、ざっと法律に基づいて、どういう手続が出てくるのかということについて明らかにしてみたいのです。まず、担当主務大臣から県知事に対して出願されるわけですね。その後、知事はどういう手続をされるのですか。

○伊集直也地域安全政策課長 公有水面埋立承認申請書が出た段階から御説明いたします。まず、承認申請書が提出されましたら、審査に入るわけでありまず。形式審査を経て、公告・縦覧、内容審査、承認の可否判断といった手続を経てまいります。それぞれ公告・縦覧の期間中に利害関係者の意見提出ですとか、内容審査の段階で地元名護市長の意見聴取というのがあります。これは議会の議決を伴うという形になります。あとは内容審査の関係で、関係行政機関との調整—海上保安庁ですとか、環境保全部局、水産部局等ということです。そういったことを経まして、承認の可否判断の中で、埋立の必要性とか免許基準との整合性、利害関係者との調整、地元市町村の意見、環境保全への適正な配慮等々を勘案いたしまして、総合的に判断するという形になります。

○玉城義和委員 国から県知事に出されると、県知事はそれを告示して、3週間の期限を定めて縦覧に付して、関係市町村長の意見を聞くと。そして、それには議会の議決が伴わなければいけないということですよ。

一般論で結構ですから、そこで知事が仮に不承認にするというとき、国にはどういう手続があるのですか。

○伊集直也地域安全政策課長 仮に不承認という決定を下した場合には、地方自治法に基づきまして、是正の指示が行われると。その後、その是正の指示に従わない場合には、期限を定めて勧告を行うことができると。それにも従わない場合には、期限を定めて指示を行い、その後に承認を命ずる訴訟を国は提起

することができる定められております。その訴訟の結果、期限までに命令に従わないという形になれば、代執行という手続も想定し得るということです。

○玉城義和委員 要するに、幾つかの手続が設定されているものの、まずは正勧告をします。それに従わないときには高等裁判所に申し立てると。その判決が出て、従わない場合には勧告して、それにまた従わない場合には代執行をします。考え方としては、こういう流れになってくるといことでよいですか。そうしますと、この期間の長さですけれども、例えば1月に、仮にそういう申請がされた場合、この最終的な判断までの期間というのは、県としてはどれぐらいの長さを想定されていますか。

○又吉進知事公室長 これは所管が土木建築部になっておりまして、そのさまざまな様態、これまでのそういう実績等もあろうかと思えます。標準的な処理期間は1年だと聞いております。

○玉城義和委員 最終的な結論が出るまでの長さが約1年ということでありませう。少し何点か判断を聞きたいのですが、是正の指示のところ、法定受託事務が法令の規定に違反すると。もう一つは著しく適正を欠くと。あと1つは明らかに公益を害していると。こういう3つの要件のどちらかに該当する場合には、主務大臣は地方自治体の長に対して是正を勧告することになるわけですね。この場合、例えば今後のこの埋め立ての件について、皆さんは幾つかシミュレーションをしていると思うので聞かせてほしいのだけれども、この埋め立てについて、例えば今の法令違反とか、公益を害するとか、そういうものとの関連では、基本的にはどういう考え方をされているのですか。

○又吉進知事公室長 現時点では、これがどういう形で申請が来るのか、これがはっきりしておりませう。したがって、それに対して、個々にこのケースはこうだということは、今の時点ではお答えしかねるといことでございませう。

○玉城義和委員 これは幾つか裁判も含めて、条件がついているとはいえ、基本的に知事の権限を代執行することができるという法的な流れになっているわけ、知事も、知事公室長も何度も本会議で答弁されているように、これまでの沖縄県の方針、つまり一きょうも非常に慎重で言及していないのですが、県外が早い、県外移設という方針を踏まえて対処すると言っているわけですね。そういう意味でいえば、この法的な流れからしても、この是正勧告に行く手前

の知事判断で、当然これを含めた県の立場を表明する時期が来ると思うのです。これがどれぐらいの時期で来るのか。政治判断があって、参議院議員選挙前に出てくるのかどうかわかりませんが、恐らく来年の春から夏にかけて、そういう意味では一つの大きな山場を迎えるだろうと我々も考えるわけです。そういう意味で、これまでの方針を基本的に守って、それに沿って対処するという答弁がずっとあるわけです。そういう意味でいえば、当然これは我々からすれば、この公告・縦覧をして、関係地方自治体の長の意見を聞いて、それに議会の議決がついてきたときには、県知事としては、当然これまでの方針を踏まえて、不承認にするのが当然の流れだと県民は誰でも考えているわけです。政権が変わろうとも、知事の方針は変わらないとおっしゃっているわけで、そういうことを勘案して判断すると、当然そこでは知事として不承認を出すのが自然の流れだと思うのです。その辺についてはいかがですか。

○又吉進知事公室長 何度も申し上げているように、今の段階で承認、不承認、いろいろ御判断はあろうかと思いますが、この段階で県が承認、不承認について言及することは避けたいと思っております。ただ、県外移設を求めるという知事の方針は現としてありまして、やはり政府が一なかなか困難な道ではありますが、真摯に県外移設に向き合っていただきたいという取り組みはずっと続けてまいりますし、そういったことをやりながら、仮にということであれば、これは繰り返しますけれども、しっかり法令等にのっとって処理するというところでございます。

○玉城義和委員 法令にのっとって処理するのは当たり前で、それを前提にして申し上げているのです。その公告・縦覧をして、関係地方自治体の長の意見が上がってきて一当然、今の状況であると名護市長の意見、名護市議会の意見ということになりますので、あるいはその周囲もあるかもしれませんが、当然埋め立て反対という意見が上がってきますので、そこを踏まえて、知事が従来の方針を踏まえて判断するとすれば、これは不承認という決断しか出ない。それ以外に出るとすれば、それこそ全くの公約違反になるわけで、私は、それ以外の結論が出るはずはないと思っているわけです。この法令に従ってという以前に、埋め立てについて、要するに基地をつくること。埋め立ては基地をつくる前提ですから、その法令の話を除いても、そこには政治的な行為として当然判断があるわけです。その辺はどうですか。要するに、埋め立てて基地をつくるということは、今の県政としてそういう方針をとらないと。こういうことは言えるわけですね。

○又吉進知事公室長 これまで御承知のことかと思いますが、辺野古移設案につきましては、かつて知事もやむを得ないというスタンスをとっていたと。その前提は埋め立てであったと聞いていますが、ただ、その埋め立ての範囲とか、沖合の距離とかについては、結果的に政府と一つの考え方に至らないまま、政府側が最低でも県外という動きになって、現在そういう流れの中で、知事は県外移設を求めるといふ公約を掲げて当選したと。したがって、県は、辺野古移設案については客観的に事実上不可能であろうということを申し上げておりました、その判断の上に立って、県外移設を求めるといふスタンスをとっているわけでございます。

○玉城義和委員 だから、それゆえに辺野古移設につながる埋め立てについては、当然これは理屈の上からもそうなるし、当然これは反対ということですよ。

○又吉進知事公室長 今、申し上げているのは、県外移設がベターであるということです。

○玉城義和委員 そうであれば、辺野古については不可能である、難しいという御判断に立っているわけだから、当然、それにつながる埋め立てについては、法令の話は別にしても、知事としてそれは容認することができないというてんまつになるのではないですか。

○又吉進知事公室長 大変申しわけないのですが、事実上不可能である、したがって、県外移設を求めるといふことを県は申し上げているわけでございます。

○玉城義和委員 これ以上やってもしょうがないので終わりますが、今のような答弁でいくと、当然そういうことであれば、埋め立てを承認するのは難しいということにならざるを得ないと。それは違うと言うのであれば、それこそそういう話にならないわけで、その辺はもう少しはっきりしたほうがよいと思います。きょうはこの辺にしておいて、また引き続き議論させていただきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情説明資料の21ページの陳情第188号、住宅防音工事に関する陳情で、もう少しだけ御説明していただきたいと思います。先ほど中川委員からもありましたけれども、本当に普天間飛行場周辺の告示の改定と、85W値、90W値と外来機の騒音があるのは事実ですから、それをもう一度洗いざらいしていただきたい。

もう一つ、いまいちわからないのが、嘉手納飛行場は固定翼機の駐在基地であると。普天間飛行場はどうもヘリコプター、回転翼機の駐在基地ではないかというのがあるのですが、どういった使い方をするかによっても条件が根本から違うのではないかということを勉強中です。この普天間飛行場というのは、北谷町北前のヘリコプター部隊がここに移ってきて、それで今はヘリコプター基地という感じになっているのですが、以前はそうではなかったような感じがするのです。それについて、今の普天間飛行場は固定翼機の駐在基地なのか、回転翼機の駐在基地なのか。皆さんはその辺をどのように解釈しておられますか。

○又吉進知事公室長 米軍の公表資料あるいは米軍等の説明によりますと、基本的に普天間飛行場に駐留しているのは、いわゆるCH46、回転翼機の部隊です。それが今、オスプレイにかわりつつあるということでございます。さらに、KC130空中給油機並びに連絡機といったものが常駐していると。さらに一そのあたりは明確ではないのですが、外来機FA18等の発着、あるいは嘉手納飛行場に駐留しているP3等のタッチ・アンド・ゴーが行われていると認識しております。

○又吉清義委員 確かにいろいろな機種が駐在したり、外来機が来るものですから、普天間飛行場の位置づけはどうなっているのかということで、この防音工事に対する条件も根本から違うのではないかとということを調べているのです。それで、県としても位置づけはどうなっているのかということぜひ調べていただきたいと。

もう一点ですが、騒音以外にもジェット燃料のにおいというのですか、これも季節によって大分違ってくるのです。ですから、上大謝名におきましては音だけではなくて、エンジン調整のジェット燃料のにおいというのですか、半端ではないと。特に、中部商業高等学校の近くに住んでいる私でさえも、今ごろはミーニシが吹くと、エンジン調整したときにはきついんです。そのような中で、ましてや外来機としてC5ギャラクシーが来たときなどはもっとすごいです。

においはあからさまです。やはり、環境生活部としてもこれはしっかりと、その辺も調査をしていただきたいと。音だけではなくて、そういった被害もあるということ調べていただきたいのです。そういった部分はまだ調べたことはないかと思うのです。その辺も把握しておられるのか、どうでしょうか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 一般大気としての実態は調査しておりますが、航空機のジェット燃料に伴うにおいなど特化した部分については、これまでの実績がございません。

○**又吉清義委員** ぜひ、今後はそういうものも調査していただきたいです。

あと1点です。陳情説明資料の23ページの陳情第190号、米海軍兵による女性暴行致傷事件に関する陳情についてですけれども、記書きで被害者及び家族への謝罪と完全補償を行うこととあります。ほかの陳情にもあるのですが、これも少し聞き取れなかったものですから。この完全補償を行う立場というのは、例えば、これは加害者だけで行うのか。加害者にその能力がなければ、米軍としてこれは補償するのか。このスタンスがどのようになっておられるかということが、いまいちはっきりわからないのですが。

○**池田克紀基地対策課長** 米軍人による事件・事故の被害者への補償ですが、公務中の場合は日米地位協定第18条の5に基づき、日本政府が損害を賠償することとなっており、公務外の場合は、原則として加害者が損害を賠償することとなっております。

○**又吉清義委員** そうしますと、公務外で加害者に能力がない場合には、これはどういった取り扱いになるのか、皆さんは把握しておられますか。

○**池田克紀基地対策課長** 公務外の事件・事故についてですが、沖縄防衛局が被害者からの補償請求を受け、内容を審査し、その結果を米軍の法務部に送付いたします。米軍は、加害者が賠償責任を負い、当事者間の示談が困難と判断した場合には、米国政府が補償金額を決定し、被害者の受諾を得た上で補償金を支払うこととなっております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほどの玉城委員の質疑との関連ですが、埋立申請に対する県の姿勢としては、知事がいつも述べているように、県内移設は困難、県外を求める、この姿勢を踏まえて対応するということですよ。

○又吉進知事公室長 県内移設は、事実上不可能と申し上げております。

○新里米吉委員 県内移設は不可能という姿勢を踏まえて対応するわけですから、今ははっきりは言えないけれども、答えはおのずと明らかであるということですね。

○又吉進知事公室長 御質疑の真意が少しわかりかねますので、そのとおりですとはなかなか言いにくいのですが、法令にのっとり処理をいたしますと答えさせていただきます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情10件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 清 涼